

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第17号

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の企業職員の給与の種類及び基準並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「一般職の職員」という。）の給与は、給料及び手当（期末手当を除く。）とする。

2 前項に規定する給料は、企業長が定める正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。

3 第1項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）とする。

4 短時間会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当とする。

5 前項に規定する報酬は、基本報酬並びに地域手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当に相当する報酬とする。

(給料表)

第3条 給料及び報酬については、一般職の職員及び短時間会計年度任用職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額及び報酬額（以下「給料額等」という。）は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額等及び号給間の給料額等の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき企業長が指定するものについて支給する。

(初任給調整手当)

第5条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員（企業長が別に定める職員を除く。）に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 心身に著しい障害がある者

(地域手当)

第7条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して企業長が指定する地域に勤務する一般職の職員（以下この条から第15条までにおいて「職員」という。）に対して支給する。

(住居手当)

第8条 住居手当は、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員（企業長が指定する者を除く。）に対して支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して交通機関の運賃若しくは料金（企業長が別に定める料金に限る。）又は有料の道路の料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）又は自転車その他の交通の用具で企業長が別に定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車又は自転車

等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車若しくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

（単身赴任手当）

第10条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他企業長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して企業長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して企業長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

（特殊勤務手当）

第11条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて支給する。

（特地勤務手当）

第12条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する事業所として企業長が別に定めるものに勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

（時間外勤務手当）

第13条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して正規の勤務時間外に勤務した全時間について支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間の割振りの変更により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（企業長が定める時間を除く。）について、時間外勤務手当を支給する。

（休日勤務手当）

第14条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

- 2 休日勤務手当は、休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。
- 3 前2項の休日とは、広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例（令和4年広島県水道広域連合企業団条例第4号）に規定する企業団の休日をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。

（夜間勤務手当）

第15条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（次項において「週休日等」という。）において勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。

（災害派遣手当）

第17条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて企業団の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。

（基本報酬等）

第18条 短時間会計年度任用職員に支給する基本報酬の額は、一般職の職員の給与との権衡を考慮して、企業長が別に定めるところにより決定する。

2 短時間会計年度任用職員には、企業長が別に定める地域手当に相当する報酬を基本報酬の額に加えて支給することができる。

（時間外勤務等に係る報酬）

第19条 定められた勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には第7条に規定する時間外勤務手当の支給を受ける職員の例により当該時間外勤務手当に相当する報酬を、定められた勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する短時間勤務会計年度任用職員には第9条に規定する夜間勤務手当の支給を受ける職員の例により当該夜間勤務手当に相当する報酬を、第6条に規定する勤務を命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には同条の支給を受ける職員の例により当該特殊勤務手当に相当する報酬をそれぞれ支給する。

（期末手当）

第20条 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、期末手当を支給する。

2 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「期末手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、企業長が別に定める日（以下「期末手当支給日」という。）に支給する。

(費用弁償)

第21条 通勤のために費用を要する短時間勤務会計年度任用職員には、第5条に規定する通勤手当の支給を受ける職員の例により、当該通勤手当に相当する額を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償は、企業長が別に定める場合を除き、1日当たりの所要額に対して支給する。

3 職務のために旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、費用弁償を支給する。

4 前項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。ただし、長期間の研修など、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が指定する旅行については、これらの費用弁償に代えて日額旅費を費用弁償として支給する。

5 第3項に規定する費用弁償の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とする。

6 職務のために外国旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、一般職の職員の例により算出して得た額を費用弁償として支給する。

(休職者の報酬)

第22条 短時間勤務会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 短時間勤務会計年度任用職員が結核性疾患にかかり、又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた負傷若しくは疾病により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与（企業長が別に定める報酬を除く。）の全額を支給する。

3 短時間勤務会計年度任用職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。

4 短時間勤務会計年度任用職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与（企業長が別に定める報酬並びに第20条の期末手当を除く。）の100分の60以内を支給することができる。

(非常勤職員の報酬)

第23条 企業職員で職員以外のものの給与については、職員の給与との権衡を考慮して、企業長が定める。

(特定の職員についての適用除外)

第24条 第13条から第15条までの規定は、管理職手当を受給する職員には適用しない。

(委任)

第25条 この条例の実施に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。